

電波監理業務の業務・システム最適化計画(案)

2005 年(平成 17 年)6 月 29 日
総務省行政情報化推進委員会決定
2011 年(平成 23 年) 月 日改定

第 1 業務・システムの概要と最適化の基本理念

電波監理業務は、有限希少な国民共有の資源である電波を公平かつ能率的に利用できるよう、無線局や周波数の管理・監督を行うものである。本最適化計画が対象とする具体的な業務・システムは、無線局申請書等処理、電波利用料徴収、無線局監督(無線局監理、電波監視等)、周波数管理、電波伝搬障害防止、技術計算、無線局統計、電子情報提供に係る業務、及びこれらの業務処理を行う「総合無線局監理システム」(以下「PARTNER」という。)とする。

電波監理業務の最適化に当たっては、個人・企業・自治体等の利用者へ利便性の高い良質な行政サービスを提供し、ITを活用した業務の効率化・合理化に努め、電波利用に係る国民や行政負担の軽減に寄与することを基本理念とする。また、この理念の下において、電波政策ビジョン(2003年(平成15年)7月 情報通信審議会答申)が掲げるホワイトスペース利活用等、行政目標の実現や、「行政情報化推進基本計画」(1994年(平成6年)12月25日閣議決定、1997年(平成9年)12月20日改定)に端を発する電子政府化の推進など、電波利用を巡る時代のニーズに的確かつ迅速に応えるため、業務全般に係る課題の克服や効率的な実施に向け、次の事項を重点として取り組む。

- i 申請手続の簡素・迅速化、利便性向上、負担軽減
- ii 業務・システムの合理化、機能性・効率性の向上、経費削減
- iii 国民のニーズに即した電波利用の推進、周波数の最適利用
- iv 情報セキュリティやシステムの安全性・信頼性の維持・向上

第 2 最適化の実施内容

電波監理業務については、2005年度（平成17年度）に策定した「電波監理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、最適化の取組を行ってきており、レガシーシステムからの脱却や制度・規定等の見直しなどにおいて一定の成果を得ているところである。

一方、本計画の策定後、オンライン利用拡大行動計画（2008年（平成20年）9月 IT戦略本部）や電子政府ユーザビリティガイドライン（2009年（平成21年）7月 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）など、電子政府の利用促進に関する省庁横断的な取組が決定され、また、クラウド技術等の新技術も実用化の域に達するなど様々な環境の変化が生じている。

このような中、PARTNER においては、レガシーシステムからの脱却の際に更新したシステムが機器更改の時期を迎えつつある状況となっていることから、それらの環境変化を適切に踏まえ、電波監理業務やシステムのより一層の最適化を図るため、本計画の改定を行うものである。

なお、個々の最適化項目に係る実施目標年度は、別表に一覧表として掲げるとおりであり、これにより、

- i 電波監理業務が急速に増大する中、最適化の取組以前との比較で業務・システムの全体で年間約8億円を目標とする経費削減水準の維持・向上
- ii 電子申請率が70%に達した段階で、年間2.7万時間（試算値）に相当するデータ入力業務の簡素化
- iii ユーザビリティ向上計画に基づく施策に取り組むことによる電子申請利用者の満足度70%の達成を実現する。

1 申請手続の簡素・迅速化、利便性の向上、負担軽減

行政手続の簡素化・迅速化を図るとともに、個々の手続に係る申請者の負担を軽減するため、便利な支援機能やサービスの提供について、以下の事項を中心に取り組む。

これらの取組により、電子申請率が70%に達した場合には、無線局免許の電子申請等を行う利用者（申請者）のうち、再び電子申請の利用を希望する利用者の割合（以下「満足度」という。）について、70%の達成を目指す。（(1)～(3)関係）

※電子申請率

- ・無線局の申請・届出等の件数について、電子申請による件数を紙による申請等を加えた全体数に対する比率として算定
- ・算定の対象は、オンライン利用拡大行動計画にて、重点手続とされている無線局免許申請及び無線局再免許に係る手続

(1) 電子申請の普及【2005年度（平成17年度）～2013年度（平成25年度）に実施】

行政手続における国民の利便性向上と負担の軽減を図るため、インターネットを利用した電子申請及び各種申請手数料や電波利用料の電子納付の一層の普及・拡大を図る。

このため、電子申請利用によって窓口への持参や郵送の必要がなく申請書作成に要する費用や時間の節減が図れる等のメリットを、Webやイベント等を通じてきめ細かく周知・PRすることとし、それらの取組により2013年度（平成25年度）末には電子申請率70%の達成を目指す。

なお、今後、更なる電子申請の利用を促進するための方策を検討・実施していくこととする。

(2) 電子申請率向上に向けたユーザビリティの向上【2010年度（平成22年度）～2013年度（平成25年度）に実施】

電子政府ユーザビリティガイドライン（平成21年7月 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議）に基づき策定した、総合無線局監理システムにおけるユーザビリティ向上計画（2010年（平成22年）12月 総務省総合通信基盤局電波部電波政

策課電波利用料企画室)を踏まえ、必要事項の入力や各種操作を、ヘルプデスク等へ問い合わせることなく直感的に行うことができるように改修するなどユーザビリティの向上を図る。

また、無線局に関連する既登録の情報を活用して申請時の入力作業の一部を自動化する入力支援機能については、現在、一部の無線局種のみを対象としているが、準備が整い次第、順次、対象無線局種を拡大する。

以上により、無線局再免許申請において、申請者がすべての項目について手書きした場合の申請書作成時間に比べ、これに要する時間を30%削減することを目標とする。また、申請者のうち70%がこれらの機能を利用した場合には、申請書類作成に要する時間が年間約2.7万時間(試算値、2005年度(平成17年度)比)節減できると見込まれる。

さらに、これらの対策に加えて、高頻度で大量の申請を行う大口利用者と、低頻度で申請を行う小口利用者では要求条件が異なるため、双方を考慮したユーザビリティの向上策を検討する。

(3) 電子申請時における免許状受取手続の合理化【2011年度(平成23年度)～2012年度(平成24年度)に実施】

電子申請により無線局免許申請を行った場合でも、無線局免許状の受取については、行政窓口まで取りに行くか、返信用封筒を事前に申請機関へ送付する必要がある。

特に後者の場合、電子申請を行ったにもかかわらず別途、返信用封筒を郵送しなければならない、電子申請利用者の負担となっている。

一方、電子申請に限らず書面申請であっても免許の申請を行う者が免許状等の送付を希望する場合、その送料を申請者が負担することは、国の行政事務として各府省共通の規定であり、電波監理業務のみを例外とすることは適当ではない。

そこで、特に免許状の送付希望が多いアマチュア局について電子申請を行う際に、従来の①窓口での受取、②返信用封

筒の送付による受取に加え、新たに③代引きによる受取（返信用封筒の送付は不要）を選択できる機能を 2012 年度（平成 24 年度）に導入する。

(4) 申請書類の様式の効率化と利用者負担の軽減【実施済み】

申請者の申請書類作成に係る負担の軽減を図るため、2005 年（平成 17 年度）に無線局の免許、再免許、変更の申請時に必要な無線局事項書・工事設計書の様式を見直し、記載事項及び添付書類（業務区域図、周波数配列図、空中線指向図、宇宙通信概念図等）を簡素化した。具体的には、記入項目の整理・統合、コード化・数値化を推進し、記入項目データ間の関連付け・グループ化・再配列等によるデータ抽出・検索機能を効率化したほか、それでもなお、添付書類として必要な委任状等については PDF 等により電子化したものを添付することを 2010 年（平成 22 年度）に可能とした。これにより、申請者側における申請書作成時間の短縮や不備返戻率の低減などの利便性の向上や負担の軽減を実現した。

(5) 処理・決裁プロセスの効率化【実施済み】

無線局申請等の内容に応じて、処理決裁権限の本省から総合通信局等地方局への委任範囲の拡大や文書回議先の縮小・簡素化による決裁プロセスの効率化に向けた見直しについては、2008 年度（平成 20 年度）までに取組を完了し、申請手続の迅速化に寄与している。

(6) 電波伝搬障害防止制度関連手続の迅速化等【実施済み】

「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）で示された電波伝搬障害防止関連手続の円滑化に向けて、建築予定分を含む高層建築物情報の管理・統計・検索機能、障害判定計算機能の拡充（対応可能な建物形状の拡張）、都市計画地域等に関する情報の管理・提供

機能の強化・充実については、2007年度（平成19年度）までに取組を完了し、電波伝搬障害防止区域指定や障害判定作業の円滑化、高層建築物の建築主及び無線局免許人双方における手続の省力化等による利便性向上に寄与している。

2 業務・システムの合理化、機能性・効率性の向上、経費削減

PARTNERの業務・システムの両面において、処理の効率化・迅速化と、対象業務の変化への柔軟な適応性・拡張性の向上及び経費の最大限の抑制を図るため、以下の事項を中心に取り組む。

なお、これらの事項が実施された場合、次のとおり、システムの運用経費や業務処理時間の削減等の業務・システムの効率化が可能と見込まれる。（2005年度（平成17年度）比）

- i 無線局登録申請等に係る処理日数の30%削減（(1)関係）
- ii 年間約8億円（試算値）のシステム運用経費の削減（(2)関係）
- iii 法制度改正に伴うソフトウェア改修費用の約3%削減（(3)関係）
- iv 電子申請率が70%に達した時点において、年間約2万7千時間（試算値）に相当するデータ入力業務の簡素化（(9)関係）

(1) 無線局の登録申請等に係る行政手続の簡素化・迅速化【2011年度（平成23年度）～2013年度（平成25年度）に実施】

無線局を開設するためには、一定の基準を満たしたものを除き、免許又は登録を受けなければならない。このうち、無線局の登録については、無線設備の規格が限定されており、無

線局の免許に係る審査に比べると審査項目が定型的かつ少数であるが、従来は無線局登録申請等の件数が少なかったため、費用対効果の観点から最適化の取組対象外としていた。

しかしながら、昨今、登録対象無線局は拡大傾向にあり、今後とも処理件数の増加が見込まれるほか、実際には免許に係る審査と同程度の処理日数を要しているのが実情であることを踏まえ、無線局登録申請及び無線局再登録に係る2つの手続について、業務の最適化を図ることとする。これにより、申請件数が増大する中で職員の負荷を最小限に抑制することを目指す。

具体的には、次の最適化の取組を実施する。

ア これまでの最適化の成果である免許申請における自動審査機能を拡張し、無線局登録申請及び無線局再登録に係る手続にも適用する。

イ アの審査ロジックにより登録することが適当と審査判断された申請については、個別の決裁プロセスを経ず、システムの無線局登録状の出力直前まで自動処理を行えるよう機能改修する。

これにより、電子申請により無線局登録及び無線局再登録に係る手続を行った場合について、処理日数の30%削減を目指す。

(2) 経費削減を見据えた設備更改【2011年度(平成23年度)～2013年度(平成25年度)に検討】

PARTNERは2005年度(平成17年度)のレガシーシステムからの脱却以降、2007年度(平成19年度)には仮想化技術の導入、2010年度(平成22年度)にはシンクライアント化(デスクトップクラウド技術の採用)により、サーバ数を削減したり、端末を総務省LAN端末と共用化するなど経費削減に努めてきた。

今後、順次サーバなどの設備がリース期間満了を迎え、設

備更改を行う必要があるが、その際には一層の経費削減を実現していく必要がある。

他方、新たな情報通信技術戦略(2010年(平成22年)5月IT戦略本部)において、「政府共通プラットフォームにより、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化を進める。」とされており、その理念に沿ってPARTNERも「政府共通プラットフォーム」(以下「共通PF」という。)を利用することについて検討を行う必要がある。現時点では共通PFが具体化していないため、コストの詳細な分析はできないが、コスト削減を念頭においた共通PFの利用形態等について調査を実施する。

その結果、コスト等の問題により共通PFを利用しない場合には、現在の仮想化環境を拡充することなどによりコスト削減を目指すこととする。

これらの取組により、ユーザビリティ向上や機能追加等の開発経費が増大することが想定される中、システム運用経費については年間約8億円(2005年度(平成17年度)比試算値)の経費削減を維持する。

(3) 法令リポジトリデータベース等の導入による法制度改正への円滑な対応【2005年度(平成17年度)～2013年度(平成25年度)に実施】

無線局申請等処理業務システムにおいて、関係する法令制度に対応するシステム箇所(サブシステムやプログラム)を明らかにした情報を体系的に整理保存した法令リポジトリデータベースを整備する。

これを利用して、法制度の改正等によって必要となる業務サブシステムやプログラム等の改修の範囲・箇所・規模等を特定・検出し、改修内容をシミュレーションする機能の導入を図る。

これにより、制度改正に対応するシステム機能の追加・改修等の迅速化が図られるほか、必要とするソフトウェア開発経

費について、最低 3%以上（2005 年度（平成 17 年度）比）の削減を図ることが可能と見込まれる。

- (4) システムの監査の定常的实施とこれに基づくシステムの最適な在り方等の検証・評価【2005 年度（平成 17 年度）～2013 年度（平成 25 年度）に実施】

業務プロセスの観点からのシステム監査を実施し、システムの有効性や効率性、新規に行うシステム開発・設計の妥当性、改善可能性と費用対効果等について定常的に検証を行い、開発計画や調達仕様書等において実施内容や工数、費用積算等について適切な評価・見直しを行うほか、必要性や効果の低下している機能の削減を行うなど、必要に応じて最適化計画を見直した上で具体的な改善を図る。

- (5) 自動審査機能の導入等による審査処理の効率化【2005 年度（平成 17 年度）～2013 年度（平成 25 年度）に実施】

申請内容と法制度や技術基準等との整合性を自動的にチェック・審査できるインテリジェント審査機能については、2007 年度（平成 19 年度）までに導入済みであり、これらによって申請等処理業務では年間 1 万 6 千時間の削減、その他業務では 1 万時間の削減など事務処理効率の向上に寄与している。

なお、今後、(1)に掲げる行政手続の簡素化・迅速化を図るため、対象手続の拡大と内容の充実に取り組む。

- (6) システムの全面更改等によるレガシーシステムからの脱却【実施済み】

システムの効率化と利用者の利便性向上、セキュリティ向上等を図るため、オープンシステム化や、Web ブラウザを活用したユーザーインターフェースを実現する Web コンピューティングへの移行及び地方局等ごとの分散処理方式からセンタ集中処理方式の移行については、2005 年度（平成 17 年度）に実施済みであり、システムの効率化を図った。また併せてシステムの

24時間運用化の実現、さらに、ハードウェア調達・ソフトウェア開発委託・システム運用管理委託の分離調達も取組済みである。

(7) ネットワークの効率化【実施済み】

効率的なネットワーク整備の観点から、2005年度（平成17年度）のレガシーシステムからの脱却と併せネットワーク回線の更改を実施済みである。また、2010年度（平成22年度）には、更なる効率化のため、PARTNER端末を総務省LAN端末と共用（シンクライアント化）し、セキュリティを確保しつつコスト削減に資している。

(8) データベースの充実と業務処理・管理機能の強化等【実施済み】

無線局免許申請審査、無線局監督業務の円滑な実施に資するため、登録検査等事業者の登録情報に関する一元化したデータベースの構築、電波伝搬障害防止業務や技術計算等で使用する地図データベースの共通基盤化や3GHz超の周波数帯に対応する技術計算機能の整備については、2007年度（平成19年度）までに実施済みである。

(9) 入力項目の簡素化・コード化等によるデータ入力作業の効率化【実施済み】

紙申請におけるデータ入力作業の一層の効率化、迅速化を図るため、無線局の免許人名、住所、目的、通信事項等の入力項目の整理・統合、コード化の推進や入力項目・内容の自動選択・絞込み機能、未入力・誤入力の警告機能等の入力支援機能の整備については、2005年（平成17年度）までに実施済みである。これにより、データ入力作業の簡素化・迅速化を図り、入力ミスの減少と業務処理時間の削減に寄与している。具体的には、電子申請率が70%に達した時点において、年間約2万7千時間（試算値）に相当するデータ入力業務の

簡素化が見込まれる。

(10) 総合無線局監理システムへの電波監視業務システムの統合による業務効率の向上【実施済み】

PARTNER への電波監視業務システム(MARKS)の統合については、2006年度(平成18年度)までに実現しており、不法・違法無線局調査等の電波監視業務における無線局データベースの活用や無線局監理業務における電波監視結果の活用等について業務連携の強化に寄与している。

(11) 効果的な政策支援システムの導入【実施済み】

職員が、政策立案や無線局免許申請書等の審査段階等で必要とする告示・通達・審査基準等の規程類、電波利用分野に関連する技術・研究・調査情報、許認可事例、調査研究会報告、各種会議報告資料等を効率的に検索・参照できるようにするため政策支援システムについては、2007年度(平成19年度)までに整備済みである。これにより、政策立案や無線局申請審査の際に参照すべき制度や技術、検討・判断に必要な要素や材料等が体系的に整理され、迅速な検索や利用が可能となり、業務の効率的実施に寄与している。

(12) システム運用管理の自動化・効率化【実施済み】

システム運用管理業務の一層の効率化に向けて、アプリケーションの起動・終了処理の自動化、全国のシステムクライアントへの更新プログラム・修正パッチ配布の自動化、エージェント(常駐プログラム)による機器・アプリケーション・ネットワーク障害の早期発見及びシステムパフォーマンスの監視等、システムの運用・保守・監視業務の自動化を2007年度(平成19年度)までに実施し、運用管理業務全体の効率化に寄与している。

(13) 申請書等の審査処理期間管理機能の導入【実施済み】

申請等処理業務において申請審査に係る処理期間管理機能については、2007年度（平成19年度）に導入済みである。これにより、申請受付から免許交付までの処理過程の進捗状況や標準処理期間との整合性、業務積滞状況等を随時システム的に監視・点検し、審査を行う職員等向けに当該監視情報の提供や処理遅延の警告を行うことが可能となり、業務の迅速化に寄与している。

3 国民のニーズに即した電波利用の推進、周波数の最適利用

ニーズや技術動向に即した最適かつ迅速な電波利用の実現と周波数の有効・最適な利用を図るため、次の事項を中心に取り組む。

- (1) ニーズに即した電波利用政策の展開を支援するデータベース機能の充実【2005年度（平成17年度）～2013年度（平成25年度）に実施】

国民の電波利用ニーズに適切、かつ、柔軟に応えるため、電波政策ビジョン等に関連する業務・施策の的確な展開を図るべく、これに必要なシステム機能について、データの可視化、検索機能の充実、電波監視データや地図情報等との連携機能の付加など、費用対効果を踏まえて迅速に対応する。

- (2) 電波利用状況の的確な把握による周波数の最適配分の実現【2005年度（平成17年度）～2013年度（平成25年度）に実施】

周波数の逼迫を改善し、新たな利用ニーズへ迅速に対応するため、電波の利用状況の調査・集計・分析を効果的に実施し、調査結果や評価文書の作成を支援するためのシステム機能改修を行う。

また、電波利用技術が急速かつ多様に進展する中で、新たな無線システムの普及実態やニーズ動向に則したきめ細かな調査を行うため、重点的に調査すべきシステムや調査項目の選定・抽出、調査の範囲・方法・観点・内容を随時柔軟に見直して実施できるよう必要なシステム機能の対応整備を図る。

さらに、電波の利用状況の調査については、PARTNERで管理している無線局の設置場所や使用している周波数等の技術諸元データを基に、約 200 万に上る無線局免許人等を対象にその利用実態を詳細に調査した結果を照合・分析し、電波の有効利用の度合いを評価することが必要であり、当該システムと連携して同調査を効率的に実施するための手段としてインターネットを利用した調査票の配布・回収の実施に取り組む。

これらにより、調査の円滑な実施と、これによる技術の進歩に応じた電波の最適な利用のための施策の展開及び必要な周波数資源の再配分の実現に資する。

(3) 身近な電波利用を PR するための情報提供機能の充実【2005 年度(平成 17 年度)～2013 年度(平成 25 年度)に実施】

国民にとってより身近で便利な電波利用を実現するため、広く国民に対し、波利用がもたらす利便性、応用可能分野、関連制度・手続に関する情報提供サービスの充実を図る。

これまでも子供向け電波利用ホームページの創設、特定無線設備の技術基準適合証明や登録点検事業者等に関する情報検索機能の拡充、電波利用ホームページにおける無線局情報検索の実現に取り組んだほか、「電波利用ホームページ」について、「総務省電波利用電子申請・届出システム」と運用・管理面において統合を行った。

今後は、ハードウェアとしても仮想化技術による統合について検討を進めるほか、電波利用に係る総合的な情報ポータルサイトとしてコンテンツの整理・充実を図るとともに、ページ配色

変換等のアクセシビリティを向上・支援するための機能を提供することにより、情報バリアフリー化の推進、デジタル・ディバイドの解消に取り組む。

(4) 周波数管理機能の充実【2005年度(平成17年度)～2007年度(平成19年度)、2011年度(平成23年度)～2013年度(平成25年度)に実施】

地域の実状に応じた適切な周波数割当を円滑に行うための、周波数割当計画の見直しや地域周波数使用計画の策定・見直し等の周波数管理業務の支援機能については、2007年度(平成19年度)までに機能拡充を行った。

これにより、各地域における周波数割当状況に関するデータの検索・表示、グラフ化による視認性向上や表示パターンの多様化、周波数割当計画や地域周波数利用計画情報等の参照表示機能の実現され、戦略的な周波数管理政策の実施に寄与している。

また、2010年(平成22年)8月30日に公表された、電波利用料制度に関する専門調査会によって取りまとめられた「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」に掲げられている「ホワイトスペースの活用を図るための環境整備」や「電波の利用状況の情報提供(電波の見える化)」に対応するため、特にテレビジョン放送帯域において、無線局の割当状況を地図上に表示するなど、機能の充実に図り、(1)に掲げるニーズに即した電波利用施策の展開を支援し、(3)に掲げる身近な電波利用をPRするための情報提供へ反映する。

(5) 電波利用技術に関する研究開発推進のための特定実験局制度の普及・浸透【実施済み】

あらかじめ告示されている周波数を用いる等の一定の条件の下、落成検査省略により免許手続を簡略化し、申請から免許までの期間を大幅に短縮できる特定実験局制度については、平成2008年度(平成20年度)までに取組を行った。その

結果、実験局開設のスピードアップにより、迅速な研究開発と実験局申請に係る大幅な審査事務の効率化も図られた。

4 情報セキュリティやシステムの安全性・信頼性の維持・向上

今日、情報セキュリティに関する重要性や社会的関心が高まる中で、外部ネットワークとの接続による電子申請や情報提供サービスが導入されており、行政情報システムの安全性や信頼性を確保・維持するための対策が一層重要となっている。

このため、行政情報の機密保持と電波監理行政全体に対する信頼性向上に資するため、次の事項等に取り組む。

これらにより、システム障害に伴う年間のシステム稼働率を99%以上とすることが可能と見込まれる。

(1) 情報セキュリティ及び個人情報の保護強化に向けた対策【2005年度(平成17年度)～2013年度(平成25年度)に実施】

セキュリティ監査を毎年1回継続的に実施するとともに、情報セキュリティの強化や個人情報の保護等に必要な措置を総合無線局監理システム運用管理規程に反映する。

また、外部からの擬似的な攻撃をシミュレートする等のセキュリティ脆弱性診断を継続的に実施し、この結果を踏まえて、システム運用面での適切な取組や改善措置を盛り込む等の改善を図る。

さらに、これに併せてセキュリティポリシー等の情報管理に関する規程類の一元的・体系的な管理を強化し、職員による参照の容易化と内容・趣旨の周知徹底を図る。

(2) データ管理、アクセス管理の確保・徹底等【2005年度(平成17年度)～2013年度(平成25年度)に実施】

公共性の高い重要無線局の周波数情報等取扱情報の機

密性・重要性に鑑み、情報漏洩対策及び個人情報保護のための端末操作制御、データの複製・帯出・廃棄の制限・管理、機密・個人情報データへのアクセスログの取得やアクセス権限の詳細管理等のシステム上の安全対策を確保する。また、アクセスログや情報管理台帳等の一定期間の保存や定期的な分析により事故等の発生を未然に防ぐための対策を講じる。

(3) システム全体の障害対策の強化による安定稼働と高信頼性の確保・維持【2005年度(平成17年度)～2013年度(平成25年度)に実施】

システム全体における障害発生を未然に防止し、システムの安定稼働と高信頼性を確保・維持するため、次に掲げる取組や対策措置の強化に取り組む。

これらにより、運用の一部停止等を含むシステム障害の発生に伴う年間のシステム稼働率を99%以上とすることが可能と見込まれる。

ア 人的ミス、ハードウェア故障、ソフトウェアのバグに起因する障害等を極力回避するため、運用業務の自動化、センター集中化等による機器の統合・削減・二重化、汎用ミドルウェアの活用、システム全体に関する統合自動監視体制の整備等を図ることにより、障害の発生率の低減、早期発見、障害からの回復時間の短縮を図る。

イ ネットワークの安定的利用と高信頼性の確保・維持のため、電波監理業務用 WAN ネットワークを構成する広域 LAN 回線の二重化による耐障害性を確保する。

(4) 災害等への対策【2005年度(平成17年度)～2013年度(平成25年度)に実施】

重要な情報の逸失を防止し、災害等非常時において求められる電波利用ニーズへの迅速かつ円滑な対応や周波数管理業務の円滑な遂行を確保する。

ア 2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災におけ

る停電においては、PARTNER は自家発電の稼働により辛うじてシステム停止を回避できた。しかし、自家発電へ燃料補給が必要となる程の長時間停電に加え、燃料補給が困難な事態やデータセンタ、バックアップセンタ、運用センタといった重要拠点の同時被災(計画停電を含む。以下同じ。)については従来想定しておらず、その一方で被災地等における無線の重要性の再認識と相まって、無線局免許等処理におけるPARTNERの稼働が一層強く求められた。このことから、今後、費用対効果を勘案しながら、長時間停電への対策や重要拠点の同時被災を想定するなどした耐災害性の強化を図る。

イ 災害発生時等における運用手順や人的責任体制をより明確にし、被災システムの速やかな復旧と業務サービスの継続確保のため、災害復旧に係る訓練等を定期的を実施する。

(5) IPv6 の利用促進【2011 年度(平成 23 年度)～2013 年度(平成 25 年度)に実施】

IPv6 については、i-Japan 戦略 2015(2009 年(平成 21 年)7 月 IT戦略本部)において、行政機関における率先した対応が求められており、PARTNER においては既に電子申請・届出機能部分について IPv6 に対応している。

IPv6 対応は、IPv4 アドレス在庫の枯渇対策でもあるため、インターネットの円滑利用の観点から、国民が直接 PARTNER にアクセスする情報提供機能部分についても、できるだけ早期に IPv6 に対応することとするとともに、IPv6 の利用促進に資する仕組みを導入する。

なお、IPv6 特有のセキュリティ確保については、(1)の情報セキュリティ及び個人情報の保護強化に向けた対策の一環として確実に実施する。

また、国民が直接 PARTNER にアクセスすることとなる電子申請・届出機能部分及び情報提供機能部分については IPv6 対応とするものの、国民が直接アクセスしない職員側機能につ

いては、IPv6 対応の費用対効果を勘案しつつ、PARTNER の端末を総務省 LAN と共用していることから、関係システムの動向に合わせて IPv6 対応の可否を検討することとする。

(6) ネットワークの細分化管理【実施済み】

データベース等に保持する情報の重要度に応じたきめ細かな保護を行うため、ネットワークを細分化して区画ごとの管理の実現については、2007 年度（平成 19 年度）に実施済みであり、障害発生時におけるシステムやデータベースへのダメージ・影響を最小限に止める等のシステム保全機能の強化に寄与している。

第 3 環境変化への対応

本計画に定める実施内容の遂行と合わせ、以下を始めとする、PARTNER を取り巻く環境変化への対応に向けた検討を実施する。

(1) 電波の利用ニーズの多様化

政府全体・総務省指針等の遵守の必要性や、より高度な電波政策を実現するための要請等、電波監理業務を取り巻く環境は著しく変化している。テレビ放送のデジタル化を始めとした、周波数の移行・再編や、ホワイトスペースの活用等に伴い、今後も電波監理業務の負荷が増大していくことが予想される。このため、外部環境の動向を踏まえつつ、負荷を低減させるための、更なる効率化に向けた対策の検討を行う。

また、周波数再編等の際し、事業者がビジネス展開を図る際に有益な情報を提供することが、経済発展に大きく寄与することが考えられる。PARTNER が保持するデータを活用した情報提供の仕組み等についても更なる高度化に向けた検討を行う。

(2) 共通番号/国民 ID 制度の検討

現在、個人情報保護を確保し、府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、IT 戦略本部において国民 ID 制度の導入が検討されている。これは、「新たな情報通信技術戦略(2010年(平成22年)5月 IT 戦略本部)」及び「新たな情報通信技術戦略 工程表(2010年(平成22年)6月 2011年(平成23年)8月改訂 IT 戦略本部)」において、2013年(平成25年)までに、導入するとされているものであり、PARTNER においても、国民 ID を電子申請・届出システムにおける電子証明書の代替として使用することについて、IT 戦略本部の検討状況を踏まえつつ、その導入の要否について検討を行う。

(3) 共通 PF との関係

現在、クラウドコンピューティング技術等の最新の技術を活用し、各府省別々に整備・運用している政府情報システムの統合・集約化や共通機能の一元的提供等を行う基盤システムである共通 PF が第 1 の2(2)のように検討されている。PARTNER においては、平成 25 年度に機器更改を迎えることから、即時に共通 PF に対応するものではないが、共通 PF の要件等を踏まえつつ、将来的な対応の要否等について検討を行う。

第 4 その他

最適化計画の実施に当たっては、最適化計画策定後の情報通信技術の進展、製品化動向、無線局免許人等の利用者側におけるインターネット環境や技術革新の成果の導入状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや関連する調達仕様書への反映などの措置を講ずることとする。

第 5 最適化工程表

別表のとおり。

第 6 現行体系及び将来体系

別添のとおり。

別表

	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
PARTNER イベント	◆ 最適化計画策定						◆ 最適化計画改定		
	◆ レガシー脱却	非レガシーシステムでの運用		◆ 仮想化技術導入		◆ デスクトップクラウド技術導入			◆ 設備更改
						◆ ユーザビリティ向上計画策定			
周辺環境 の動き							◇ 共通PF運用開始	◇ 国民ID制度導入	
申請の簡 素・迅速 化、利便 性の向 上、負担 軽減				電子申請率向上に向けたユーザビリティ向上				電子申請の普及	
				電子申請時における免許状受取手続きの合理化			◆ 代引き導入		
	→ 申請書類の様式の効率化等								
				→ 処理・決裁プロセスの効率化					
業務・シス テムの合 理化、機 能性・効 率性の向 上、経費 節減				無線局の登録申請等簡素化・迅速化					
				経費削減を見据えた設備更改					
								法令リポジトリデータベース等の導入等	
								システムの監査の定常的実施等	
								自動審査機能の導入等による審査処理の効率化	
	→ レガシーシステムからの脱却								
	→ ネットワークの効率化								
	→ データベースの充実と業務処理・監視機能の強化等								
→ 入力項目の簡素化・コード化等によるデータ入力作業の効率化									
→ 総合無線監視システムへの電波監視業務システムの統合による業務効率の向上									
→ 効果的な政策支援システムの導入									
→ 申請書等の審査処理期間管理機能の導入									
国民の ニーズに 即した電 波利用の 促進、周 波数の最 適利用									
								ニーズに即した電波利用政策の展開を支援するデータベース機能の充実	
								電波利用状況の的確な把握による周波数の最適配分の実現	
								身近な電波利用のPRするための情報提供機能の充実	
								周波数管理機能の充実	
								特定実験局精度の普及・浸透	
情報セ キュリテ ィやシス テムの安 全性・信 頼性の維 持									
								情報セキュリティ等の強化に向けた対策	
								データ管理、アクセス管理の確保・徹底等	
								システム全体の障害対策の強化による安定稼働と高信頼性の確保・維持	
								災害復旧訓練等	
								IPv6の利用促進	
				→ ネットワークの細分化管理					
環境変化 への対応									
								電波の利用ニーズの多様化対応検討	
								国民ID制度導入の是非検討 共通PFへの移行の要否検討	